

道路(市道)工事承認申請書の提出における注意事項

◎適用条項

道路法(抜粋)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条 道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。

伊豆の国市道路占用規則(抜粋)

(道路工事の承認申請等)

第2条 法第24条の規定により道路に関する工事又は道路の維持についての承認を受けようとする者は、道路工事承認申請書を市長に提出しなければならない。

◎提出書類(提出部数:2部)

(※上水道管理設工事の場合:3部)

- ①申請書 既定のものを使用する。
- ②案内図 縮尺1/2,500以上の案内図
- ③公図写し 工事箇所を**朱色**で明示する。
- ④平面図 求積を入れる(官民境界線を入れること。)
- ⑤断面図 官民境界を明示する。
- ⑥写真 2方向程度から遠景近景を撮影し朱色で工事箇所を明示する。

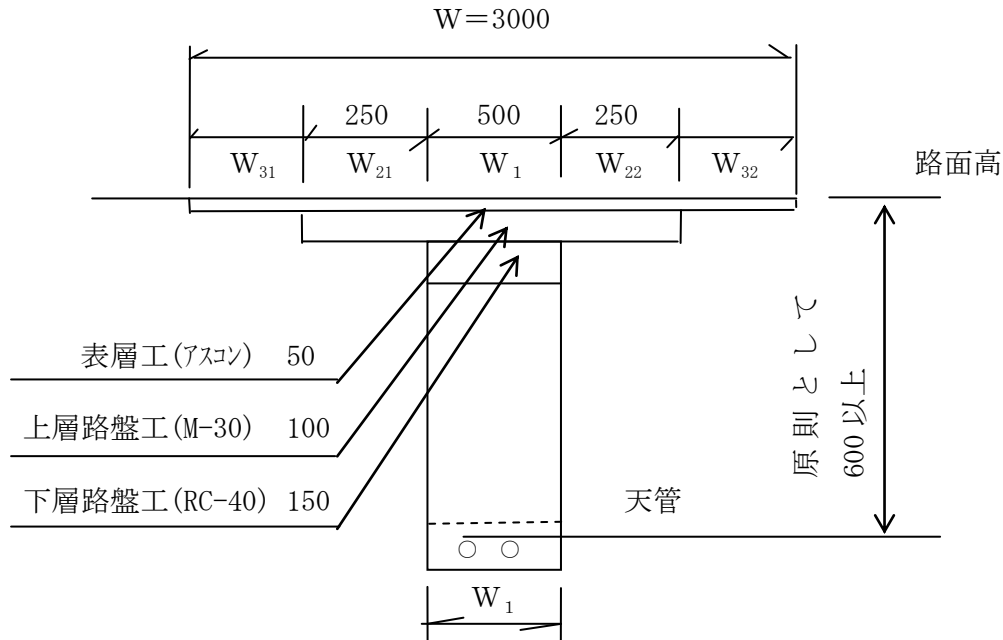
◎その他

- ①水道管・下水道管理設のための工事承認を提出する際には、水道課・下水道課へ確認の上、提出すること。
- ②連絡先(申請者・代理人の電話番号)を必ず記入すること。

道路承認工事に伴う路面復旧基準

◎車道の路面復旧幅は図-1を標準とする。

図-1



W : 各層の復旧幅

W₁ : 掘削幅 (最小幅 50cm) (水道管 : 最小幅 55 cm)

W₂₁、W₂₂ : 影響幅、舗装復旧標準構造図の上層路盤工、下層路盤工の合計厚さとする。

W₃₁、W₃₂ : 影響幅 (最小幅 25cm)

- ・ 下層路盤の復旧幅 (W) = W₁ (最小幅 50cm)
- ・ 上層路盤の復旧幅 (W) = W₁ + W₂₁ + W₂₂
- ・ 表層工 (W) = W₁ + W₂₁ + W₂₂ + W₃₁ + W₃₂ (最小幅 3.0m)

◎横断占用が連続する場合の復旧幅

横断占用の最小幅は車道 3.00m、歩道で 1.00m であるが、連続して点在し占用をする場合は道路管理者及び占用者 (申請者) と協議し決定するものとする。ただし、復旧幅の間隔が 3m 以下の場合、表層工は全面復旧を行うこととする。

◎特殊舗装の路面復旧幅

カラー舗装、インターロッキング舗装等アスファルト舗装以外の特殊舗装の復旧工法は、原則として既設特殊舗装構成と同一とし、復旧幅については美観上の要素もあるため、道路管理者及び占用者 (申請者) と協議し復旧幅を決定するものとする。